人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―五一

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条、第三条関係）	**別表第一**（第二条、第三条関係）
都道府県　支給地域　級地	都道府県　支給地域　級地
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
兵庫県　（略）　（略）	兵庫県　（略）　（略）
尼崎市　伊丹市　川西市　三田市　五級地	尼崎市　伊丹市　三田市　五級地
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
備考　（略）	備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係）	**別表**（第一条、第二条関係）
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署
都道府県　所在地　官署　級別区分	都道府県　所在地　官署　級別区分
（略）　（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）　（略）
長崎県　（略）　（略）　（略）	長崎県　（略）　（略）　（略）
（略）　（略）　（略）　二級地	（略）　（略）　（略）　二級地
（削る）	対馬市厳原町東里三四一の四二　福岡入国管理局対馬出張所
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
対馬市厳原町中村六四三　厳原区検察庁	対馬市厳原町中村六四三　厳原区検察庁（新設）
対馬市厳原町東里三四一の四二　福岡出入国在留管理局対馬出張所	（略）　（略）　（略）
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
（略）　（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）　（略）